四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年十一月二十六日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇都宮市

二　構造改革特別区域の名称　宇都宮キャリア人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　宇都宮市の全域

○内閣府告示第三百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年十一月二十六日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高岡市

二　構造改革特別区域の名称　高岡市産業活性化ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　高岡市の全域

○内閣府告示第三百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　仙北市

二　地域再生計画の名称　観光産業を活かした雇用機会創出プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　仙北市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県隠岐郡西ノ島町

二　地域再生計画の名称　公営住宅（浦郷・美田地区）有効活用構想

三　地域再生計画の区域の範囲　島根県隠岐郡西ノ島町の区域の一部（浦郷地区及び美田地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）

○内閣府告示第三百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県世羅郡世羅町

二　地域再生計画の名称　環境にやさしい地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　広島県世羅郡世羅町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域バイオマス利活用交付金（三の六）及び強い農業づくり交付金（三の六）

○内閣府告示第三百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　荒尾市

二　地域再生計画の名称　地場産業の新分野進出とマイスター育成による雇用機会の増大

三　地域再生計画の区域の範囲　荒尾市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県肝属郡南大隅町

二　地域再生計画の名称　最南端の地域資源を活用した雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県肝属郡南大隅町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　名護市

二　地域再生計画の名称　名護市地域雇用創造プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　名護市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　沖縄県国頭郡伊江村

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した「ハイビスカス物語」創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　沖縄県国頭郡伊江村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）